

費用負担区分書

甲：委託者（宮崎県） 乙：受託者

項目	甲	乙	項目	甲	乙
1 法定点検整備			4 燃料及び油脂		
・車検整備代		○	・燃料（ガソリン）	○	
・自動車税	○		・エンジンオイル		○
・自動車重量税		○	・ギアオイル		○
・自動車賠償責任保険		○	・ブレーキオイル		○
・12ヶ月点検整備代 (宮崎330つ2382、宮崎300.5-2373、宮崎300.5-2374)		○	・フラッシングオイル		○
・自動車損害賠償保険（任意保険）		○	・グリスアップ		○
2 一般整備・修理			5 消耗品		
・本体部品、付属品取替	○		・カーワックス		○
・オプション機器の取替	○		・ガラスクリーナー		○
・パンク修理		○	・ポリッシュクリーナー		○
・エアコンガス補充		○	・洗剤		○
・プラグ交換		○	・その他の車両管理に必要な消耗品		○
・ヒューズ、電球の交換		○			
・タイヤローテーション		○	6 その他		
・ホイールバランス調整		○	・有料道路の通行料	○	
・ベルトの交換（ファンベルト他）		○	・用務先における駐車料	○	
・バッテリー交換		○	・宿泊代実費	○	
・ウィンドウウォッシャー液補充		○	・シートカバークリーニング代	○	
・バッテリー液、不凍液（LLC）補充		○	・自動車管理員詰所（庁舎内）	○	
・その他の一般修理		○	・制服（スーツ）、作業服		○
			・自動車管理員連絡用携帯電話		○
3 備品			・用務遂行のための諸経費（電話代等）		○
・タイヤ、タイヤチェーン	○		・全項目の定めにかかわらず、乙の責めに帰すべき事由による発生費用		○
・毛ばたき、ブースターケーブル	○				
・フロアマット、シートカバー	○				
・工具、ジャッキ、スペアタイヤ	○				
・警告反射板（三角停止板）	○				
・非常用信号用具	○				

※ オイルは四季を通じて使用可能なものを使用することとし、冬季は不凍液を注入すること。

※ その他、消耗品等は車種に適合した純正部品を使用すること。

※ 上記一覧に記載されていない項目については、甲乙協議して負担区分を定める。

単価項目と各単価の算出方法（宮崎330つ2382）

項 目	内 容	単 位	算出方法等
基 本 管 理 料	管理日の基本管理時間内での業務に対する単価（維持管理費を含む。）	1 月	基本管理料： 円（落札額） 基本管理時間：午前8時00分～午後6時15分 基本走行：特別職公舎（約10km）×2回×21日＝420km 午前8時00分～午前9時00分 午後5時15分～午後6時15分 公務出張：県内外への出張
時 間 外 管 理 料	管理日の基本管理時間を超過して業務を行った場合の1台当たりの単価	1 時間	$\frac{(\text{基本管理料} \times 94.396\%) \times 12}{2,229.25} \times 125 / 100$
深 夜 時 間 外 管 理 料	管理日の午後10時から午前5時までの間に業務を行った場合の1台当たりの単価	1 時間	$\frac{(\text{基本管理料} \times 94.396\%) \times 12}{2,229.25} \times 150 / 100$
管 理 日 外 管 理 料	管理日外の日に業務を行った場合の1台当たりの単価（対象時間：午前5時から午後10時） ただし、運行予定がない管理日と振り替えた場合は対象外	1 時間	$\frac{(\text{基本管理料} \times 94.396\%) \times 12}{2,229.25} \times 135 / 100$
深 夜 管 理 日 外 管 理 料	管理日外の日午後10時から午前5時までの間に業務を行った場合の1台当たりの単価	1 時間	$\frac{(\text{基本管理料} \times 94.396\%) \times 12}{2,229.25} \times 160 / 100$

※円未満は四捨五入

単価項目と各単価の算出方法（宮崎300ふ2373）

項 目	内 容	単 位	算出方法等
基 本 管 理 料	管理日の基本管理時間内での業務に対する単価（維持管理費を含む。）	1 月	基本管理料： 円（落札額） 基本管理時間：午前8時00分～午後6時15分 基本走行：副知事自宅（約2km）×2回×21日＝84km 午前8時00分～午前9時00分 午後5時15分～午後6時15分 公務出張：県内外への出張
時 間 外 管 理 料	管理日の基本管理時間を超過して業務を行った場合の1台当たりの単価	1 時間	$\frac{(\text{基本管理料} \times 94.396\%) \times 12}{2,229.25} \times 125 / 100$
深 夜 時 間 外 管 理 料	管理日の午後10時から午前5時までの間に業務を行った場合の1台当たりの単価	1 時間	$\frac{(\text{基本管理料} \times 94.396\%) \times 12}{2,229.25} \times 150 / 100$
管 理 日 外 管 理 料	管理日外の日に業務を行った場合の1台当たりの単価（対象時間：午前5時から午後10時） ただし、運行予定がない管理日と振り替えた場合は対象外	1 時間	$\frac{(\text{基本管理料} \times 94.396\%) \times 12}{2,229.25} \times 135 / 100$
深 夜 管 理 日 外 管 理 料	管理日外の日午後10時から午前5時までの間に業務を行った場合の1台当たりの単価	1 時間	$\frac{(\text{基本管理料} \times 94.396\%) \times 12}{2,229.25} \times 160 / 100$

※円未満は四捨五入

単価項目と各単価の算出方法 (宮崎300ふ2374)

項 目	内 容	単 位	算出方法等
基 本 管 理 料	管理日の基本管理時間内での業務に対する単価 (維持管理費を含む。)	1 月	基本管理料： 円 (落札額) 基本管理時間：午前8時00分～午後6時15分 基本走行：特別職公舎 (約10km) × 2回 × 21日 = 420km 午前8時00分～午前9時00分 午後5時15分～午後6時15分 公務出張：県内外への出張
時 間 外 管 理 料	管理日の基本管理時間を超過して業務を行った場合の1台当たりの単価	1 時間	$\frac{(\text{基本管理料} \times 94.396\%) \times 12}{2,229.25} \times 125 / 100$
深 夜 時 間 外 管 理 料	管理日の午後10時から午前5時までの間に業務を行った場合の1台当たりの単価	1 時間	$\frac{(\text{基本管理料} \times 94.396\%) \times 12}{2,229.25} \times 150 / 100$
管 理 日 外 管 理 料	管理日外の日に業務を行った場合の1台当たりの単価 (対象時間：午前5時から午後10時) ただし、運行予定がない管理日と振り替えた場合は対象外	1 時間	$\frac{(\text{基本管理料} \times 94.396\%) \times 12}{2,229.25} \times 135 / 100$
深 夜 管 理 日 外 管 理 料	管理日外の日午後10時から午前5時までの間に業務を行った場合の1台当たりの単価	1 時間	$\frac{(\text{基本管理料} \times 94.396\%) \times 12}{2,229.25} \times 160 / 100$

※円未満は四捨五入